

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

子どもたちにゆたかな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。

しかしながら、日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教職員1人当たりの児童生徒数が多く、教職員の法定勤務時間もOECD諸国を上回る状況である。学校現場における課題が複雑化・困難化する中、教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、きめ細やかで質の高い教育を実施するためには、1学級当たりの規模を引き下げるとともに、教職員定数の改善が必要である。

また、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方交付税の削減などにより地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差は拡がり、非正規教職員の雇用も増加している。

さらには、就学援助受給者の増大など、社会全体として低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、所得による教育格差にもつながっている。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

したがって、教育予算を国全体として確保・充実させる必要があることから、国において、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的な学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。また、学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
文部科学大臣	林		芳	正	様
総務大臣	野	田	聖	子	様

兵庫県丹波市議会

議長 太田 喜一郎